

三重県剣道連盟入会金・会費徴収規則

〔入会金〕

第1条 入会金は、5,000円とし、本連盟に入会するときに納入する。

〔会費〕

第2条 会費は、4月1日現在本連盟に入会している四段、五段の者は4,000円、六段以上の者は6,000円を納入する。ただし、年度途中で入会した者及びその年度に四段並びに六段に昇段した者は、会費額を按分した金額を納入する。

2 満80歳以上の者は、会費を免除する。又、次の場合はその期間の会費の納入を免除することができる。この場合は、所属支部から会費免除願の申請を事務局に提出する。

- (1) 長期間にわたり、三重県外に転出等特別な事情により会費の納入ができない場合
- (2) 産前産後の休会の申請があった場合

〔納入期限〕

第3条 会費は、毎年5月31日までに納入する。

附則

- 1 本規則は平成14年4月1日から施行する。
- 2 平成23年4月1日 一部改正
- 3 平成28年4月1日 一部改正
- 4 平成29年6月1日 一部改正